平成26年度球磨川水系の河川協力団体を募集します!

- 国土交通省では、河川法の一部改正により自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度として河川協力団体制度が平成25年度より創設されました。平成26年度についても、河川協力団体について以下により公募を開始いたします。
- 公募期間:平成26年11月17日(月)~平成27年1月15日(木)
- ※河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を 行うNPO等の民間団体を支援するものです。

■問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

河川環境課長 工藤 勝次 河川環境課直通 TEL (0965)32-7134

※ 募集要項につきましては、八代河川国道事務所ホームページ

http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro

もしくは、八代河川国道事務所 河川環境課までお問い合わせください。

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは?

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、 河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の 民間団体を支援するものです。
- 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行 うことができると認められる法人等が対象とな り、河川管理者に対して申請を行います。 申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、 河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又 は河川の維持

②河川の管理に関する情報又は資料の 収集及び提供



ビオトープの整備



④河川の管理に関する知識の普及及び

啓発

③河川の管理に関する調査研究



外来種調查



鳥類調査





安全利用講習

⑤上記に附帯する活動



平成25年12月

国土交通省 九州地方整備局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※・工事等の実施の承認(河川法第20条)
 - ・土地の占用の許可(河川法第24条)
 - ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可(河川法第25条後段)
 - ・工作物の新築等の許可(河川法第26条第1項)
 - ・土地の掘削等の許可(河川法第27条第1項)
 - ・権利の譲渡の承認(河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。 委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」



提防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例)河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川環境課

〒866-0831 熊本県八代市萩原町一丁目708-2

電話:0965-32-4135(代表)0965-32-7134(直通)